

市民文化活動支援事業助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市民文化活動支援事業部会規約第7条第3項に基づき審査基準及び内容など必要な事項を定める。

(助成の対象者等)

第2条 助成対象となるものは、防府市に在住する団体、個人及び防府市出身者（以下「団体等」という。）とする。

(助成の対象事業等)

第3条 助成の対象となる事業は、別表に掲げる、文化・芸術活動等であって、防府市内で行なわれるものとする。ただし、次の各号に掲げる事業活動は、助成の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 利益が見込める事業
- (3) 宗教、政治的、商業的、または興業的な意図が認められる事業

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、市民文化活動支援事業部会長へ6月末日、11月末日に、市民文化活動支援事業部助成金交付申請書（別紙 第1号様式 以下「申請書」という。）に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙 第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（別紙 第3号様式）
- (3) 団体概要書（別紙 第4号様式）又は個人概要書（別紙 第5号様式）
- (4) 第3号に掲げるもののほか、会長が定める書類

(助成金の交付決定)

第5条 部会長は、申請者から申請書の提出があった場合は、審査委員会を招集し、審査員の審査を経て当該申請書に係る事業につき助成金の交付が適当であると認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(事業完了の届出)

第6条 助成対象者は、事業が完了したときは完了の日から30日以内に支援事業実績報告書（別紙 第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて部会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書 (別紙 第6号－1様式)
- (2) 事業収支精算書 (別紙 第6号－2様式)
- (3) 請求書・領収書 (別紙 第6号－3様式)
- (4) 参考資料

(助成金の確定、交付)

第7条 部会長は、支援事業実績報告書の提出があったときはその内容を審査の上、助成金の額を決定し交付する。

(助成金の交付決定の取消等)

第8条 部会長は、助成対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 事業の実施方法が不適當であると認めたとき
- (3) 支出額が予算額に比して減少したとき
- (4) 収入額が予算額に比して増加したとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか助成について必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年 7月19日から施行する。

この要綱は、平成13年 3月22日に改正する。(第3条の第4項を削除)

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

【別 表】

補助対象事業	主 な 内 容
文化・芸術等の創出、伝承活動	① 音楽・美術・文芸・演劇などの創作、公演、展示、鑑賞の場づくり ② 歴史的街並保存等の文化的な環境づくり ③ 文化財、伝統芸能の保存伝承